

虐待防止マニュアル・身体拘束等適正化指針

児童発達支援・放課後等デイサービス

ここあーる・そえる

(令和8年3月改定)

虐待防止マニュアル

1:目的

本マニュアルは、児童発達支援および放課後等デイサービスにおいて、児童の尊厳を守り、虐待の防止および早期発見・早期対応を図ることを目的とする。すべての職員が虐待および不適切支援に対する理解を深め、安全で安心できる支援環境を整備する。

2:基本理念

- ・児童の最善の利益を最優先とする
- ・児童の人格と尊厳を尊重する
- ・安心安全な支援環境を整える
- ・不適切支援を未然に防ぐ
- ・職員同士で支援を振り返る文化をつくる

3:虐待の種類

- ①身体的虐待:叩く、蹴る、押し倒す、強く引っ張る等
- ②心理的虐待:怒鳴る、人格否定、威圧的な言動
- ③性的虐待:児童に対する性的な言動等
- ④ネグレクト:必要な支援を行わない、危険な状況を放置する

4:不適切支援の具体例

- ・大声で叱責する
- ・長時間待たせる
- ・無視する
- ・威圧的な言葉で従わせる
- ・児童の意思を無視した支援

5:コンプライアンス・リスク管理委員会

事業所ではコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、虐待防止に関する取り組みを継続的に行う。委員会は月 1 回開催し、事例検討や再発防止策の検討を行う。

6:委員会の役割

- ・虐待防止研修の企画・実施
- ・不適切支援の事例検討
- ・再発防止策の検討
- ・職員への周知
- ・マニュアルの見直し

7:職員研修

虐待防止のため、年 1 回以上の研修を実施する。研修では虐待の理解、不適切支援の防止、身体拘束の適正化等について学ぶ。

8:虐待発見時の対応

虐待または虐待の疑いを発見した場合は、速やかに管理者へ報告し事実確認を行う。必要に応じて市町村や児童相談所など関係機関へ通報する。また、再発防止策を検討し支援体制の改善を図る。

身体拘束等の適正化のための指針

1:目的

児童の尊厳を守り、安全で安心できる支援環境を確保するため、身体拘束は原則として行わないことを基本とする。

2:身体拘束の定義

身体拘束とは、児童の自由な行動を制限する行為をいう。

例:押さえつける、動けないようにする、鍵のかかる部屋に閉じ込める等

3:身体拘束の原則禁止

身体拘束は原則として禁止する。ただし、次の三要件をすべて満たす場合のみ例外的に実施することができる。

4:身体拘束の三要件

- ①切迫性:児童または他者の生命・身体に危険がある
- ②非代替性:他の方法では危険を回避できない
- ③一時性:必要最小限の時間のみ実施

5:身体拘束を行う場合の手続き

- ・保護者への説明と同意
- ・個別支援計画への記載
- ・記録の作成
- ・定期的な見直し

6:記録

身体拘束を行った場合は以下の内容を記録する。

- ・日時
- ・理由
- ・実施内容
- ・時間
- ・児童の様子
- ・改善策

7:コンプライアンス・リスク管理委員会

身体拘束の適正化を図るため委員会を設置し、委員会は月 1 回開催し、事例の検討や再発防止策の検討を行う。

8:日常支援での予防

身体拘束を防ぐため以下の取り組みを行う。

- ・見通し支援
- ・環境調整
- ・個別支援の工夫
- ・感情コントロール支援